

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

プール開放事業の廃止に伴い、開放施設からプールを削るため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第21号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(開放施設)</p> <p>第2条 施設の開放は、次の各号に掲げる施設で、施設の開放を行う学校ごとに教育委員会（以下「委員会」という。）が定めるもの（以下「開放施設」という。）とする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 体育館</p> <p>(3) 特別教室</p> <p>2 委員会は、前項に掲げる施設を除く学校の施設を開放施設として、学校ごとに、別に定めることができる。</p> <p>(第3条以下 略)</p>	<p>川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第21号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(開放施設)</p> <p>第2条 施設の開放は、次の各号に掲げる施設で、施設の開放を行う学校ごとに教育委員会（以下「委員会」という。）が定めるもの（以下「開放施設」という。）とする。</p> <p>(1) 運動場</p> <p>(2) 体育館</p> <p>(3) プール</p> <p>(4) 特別教室</p> <p>2 委員会は、前項に掲げる施設を除く学校の施設を開放施設として、学校ごとに、別に定めることができる。</p> <p>(第3条以下 略)</p>